

第 4 期
南 国 市 障 害 福 祉 計 画
(平成 27 年度～平成 29 年度)

南 国 市
平成 27 年 3 月

目 次 CONTENTS

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の概要 1
- 3 障害福祉計画の基本的理念 3
- 4 計画策定への取り組み 3

第2章 南国市の概況と第3期の評価(サービス利用状況)

- 1 障害者等の状況 4
- 2 第3期計画の評価 6
- 3 障害福祉サービスの利用状況 7

第3章 障害福祉サービスの見込み

- 1 サービス提供体制の確保 12
- 2 平成 29 年度末の目標値設定と実施のための方策 13
- 3 障害福祉サービスの利用意向調査 14
- 4 サービス見込量の算定 18

第4章 地域生活支援事業の実施

- 1 地域生活支援事業の実施状況及び実施予定 19
- 2 地域生活支援事業の内容と実績及び見込み 20

第5章 障害児通所サービスの実施

- 1 障害児通所サービスの実施状況及び課題 24
- 2 障害児通所サービスの見込み 25
- 3 サービス提供体制の確保 25

第6章 計画の推進

- 1 相談支援体制の整備 26
- 2 自立支援協議会を中心としたネットワークの構築 26
- 3 住民参加の促進 26
- 4 障害のある人への虐待防止 27
- 5 防災対策 27
- 6 地域生活支援拠点等の整備 28
- 7 計画の進行管理 28

参考資料

参考資料1

- 「第3期高知県障害福祉計画」中央東圏域(抜粋) 29

参考資料2

- 南国市障害者自立支援協議会設置要綱及び委員名簿 36
- 第3次南国市障害者基本計画及び第4期南国市障害福祉計画策定経過 41

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南国市における障害者施策は、「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者基本計画(平成 22 年度～平成 26 年度)」に基づき、障害者の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現を掲げ取り組んでおり、平成 27 年度～平成 31 年度を計画年度とする「新なんこくフライト・プラン～第3次南国市障害者基本計画」においてもその基本理念は引き継がれることになります。

障害者を取り巻く環境は、平成 15 年に支援費制度が施行され、平成 18 年度からは障害者自立支援法が施行され、平成 25 年度からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)と制度の変革と社会情勢の推移により大きく変化してきました。この間、障害者の範囲に身体障害・知的障害・精神障害に加え発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者といった見直しがされてきました。

平成 18 年より障害者自立支援法に基づき、国の掲げる「地域生活移行の一層の促進」「相談支援体制の充実・強化」「一般就労への移行支援強化」などを踏まえて、障害者計画の中の福祉サービスの計画的な供給体制の整備を図るため、第1期障害福祉計画(平成 18 年度～20 年度)、平成 21 年に第2期障害福祉計画(平成 21 年度～23 年度)、平成 24 年に第3期障害福祉計画(平成 24 年度～26 年度)を策定して福祉サービスの計画的な基盤整備を進めてきました。

南国市では、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、第3期計画までの現状や成果を分析し、地域における課題を整理するとともに、国・県の障害施策の動向を踏まえたうえで、「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」「市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」の3点を引き続き配慮し、平成 27 年度からの 3 年間に必要な障害福祉サービスを見込むとともに、そのサービス提供体制の確保を図り、より充実した障害福祉サービスの実現に向けて、第4期障害福祉計画(平成 27 年度～29 年度)を策定するものです。

2 計画の概要

① 障害福祉計画の基本指針

障害福祉計画の基本指針は、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどです。

- ◆障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
- ◆市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- ◆その他、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

② 計画の意義

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条において「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計

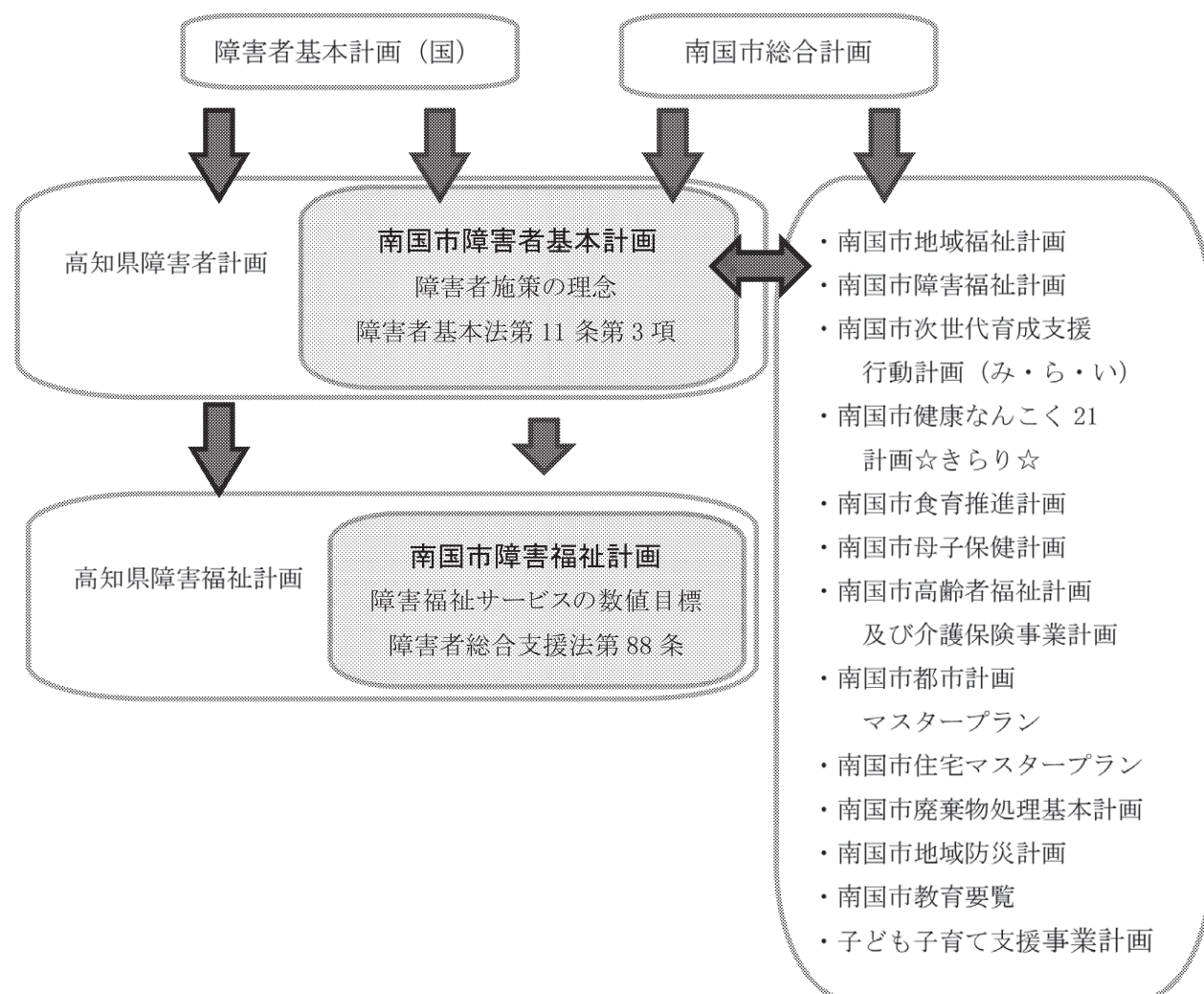
画(障害福祉計画)を策定するものとする。」とされています。

③ 計画の期間

障害福祉計画は、3年を1期として策定することとされており、第4期計画は、第3期計画までの進捗状況等を踏まえ、平成27年度から29年度までを計画期間とします。

第1期計画			第2期計画			第3期計画		
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
平成23年度の目標達成に向け、中間段階として障害福祉サービスの3ヶ年の整備目標設定と達成に向けた計画の策定			第1期計画の実績や制度改革を踏まえて、見直しを図り、第2期計画を策定			平成23年度までの実績等を踏まえ、地域の実情、制度改革を考慮し、第3期計画を策定		
第4期計画								
27年度	28年度	29年度						
平成26年度までの実績等を踏まえ、地域の実情、制度改革を考慮し、第4期計画を策定								

計画の関連図



3 障害福祉計画の基本的理念

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別・程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、それまで身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化を行っています。また、障害者の範囲に発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者といった見直しがされ制度の利用が容易となっています。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

4 計画策定への取り組み

第4期障害福祉計画の策定にあたって、県障害保健福祉課と南国市で障害のある人と家族の実態やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。そして、サービス利用量を見込むとともに、現状の課題や今後の方向性を検証しました。

こうして得られた調査結果等をふまえ、南国市障害者自立支援協議会の計画部会において課題等を点検、検討したうえで、南国市障害者自立支援協議会の承認を得て策定いたしました。

第2章 南国市の概況と第3期の評価(サービス利用状況)

1 障害者等の状況

① 身体障害児・者年度別推移

下表は身体障害者手帳所持者の年度推移で、南国市での身体障害児・者は微増傾向にあり、全体の8割以上が肢体不自由者、内部障害者となっています。

平成25年度における18歳未満の身体障害児は35人、65歳以上の高齢の身体障害者は2,037人です。

〔各年度末現在 単位:人〕

障害別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
視覚障害	144	142	144	150	146	146
聴覚平衡 機能障害	155	157	153	152	149	152
音声・言語 そしゃく 機能障害	31	32	31	32	34	34
肢体不自由	1,445	1,433	1,453	1,488	1,444	1,451
内部障害	842	893	936	973	917	954
総 数	2,617	2,657	2,717	2,795	2,690	2,737

② 知的障害児・者年度別推移

下表は療育手帳所持者の年度推移で、知的障害児・者は年々増加傾向にあります。

平成25年度における18歳未満の知的障害児は61人、65歳以上の高齢の知的障害者は33人です。

〔各年度末現在 単位:人〕

障害別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A1	68	72	75	72	75	78
A2	70	66	66	65	66	67
B1	97	96	95	98	101	102
B2	84	92	100	110	112	112
総 数	319	326	336	345	354	359

③ 精神障害者年度別推移

下表は精神保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者証交付数の年度推移です。手帳所持者・医療受給者証交付数ともに増加傾向にあります。

平成 25 年度における 18 歳未満の手帳所持者は 1 人、65 歳以上の高齢者は手帳所持者 44 人です。

〔各年度末現在 単位:人〕

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保健福祉手帳所持者数	153	176	187	188	206
自立支援医療(精神通院) 受給者証交付数	454	426	508	541	552

④ 難病患者(特定疾患)年度別推移

下表は特定疾患医療受給者証の交付者数の年度推移です。交付者数は増加傾向にあります。

平成 27 年 1 月 1 日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成対象疾病(指定難病)が 110 疾患に拡大しています。また、平成 27 年夏頃には対象疾病が約 300 疾病になる予定です。

〔各年度末現在 単位:人〕

疾 患 名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
パーキンソン病	326	333	337	370	369
潰瘍性大腸炎					
強皮症・皮膚筋炎、及び多発性筋炎					
全身性エリテマトーデス					
脊髄性脳変性症					
クローン病					
網膜色素変性症					
後縦靱帯骨化症					
サルコイドーシス					
ベーチェット病					
その他					

⑤ 小児慢性特定疾患患者年度別推移

下表は小児慢性特定疾患医療受給者証の交付者数の年度推移です。交付者数は減少傾向にあります。

平成 27 年 1 月から「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、小児慢性特定疾病として 14 疾患群(704 疾病)に拡大しています。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小児慢性特定疾患医療受給者数	63	56	53	49	48

2 第3期計画の評価

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数は 80 人です。第3期計画では平成 26 年度末までに施設を退所して自宅またはグループホーム(GH)へ地域移行する人数を 24 人としていましたが、平成 26 年 12 月 31 日現在では 21 人となっています。

また、施設入所者数そのものの削減では第3期計画では 14 人と見込んでいましたが、平成 26 年 12 月 31 日現在で 5 人となっており、施設入所者数は 75 人となっております。

項 目	数 値	備 考
施設入所者数	80人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標値①18 年度～26 年度末までの移行者数	24人	上記施設入所者のうち、平成 18 年度から 26 年度末までにGH・CH等へ地域移行する人の数
	30%	
平成 26 年 12 月 31 日までの移行実績	21人	上記施設入所者のうち、平成 18 年度から 26 年 12 月 31 日までに地域移行した人の数
	26.2%	
目標値②施設入所者の削減見込	14人	平成 26 年度末段階での施設入所者の削減見込数
	17.5%	
平成 26 年 12 月 31 日までの削減実績	5人	平成 26 年 12 月 31 日までの施設入所者の削減実績
	6.3%	
平成 26 年度施設入所者数	75人	平成 26 年 12 月 31 日の施設入所者数

② 福祉施設から一般就労への移行

第 3 期計画では平成 26 年度において 1 年間に福祉施設から一般就労への移行者を 4 人としていました。就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)のサービス利用者が毎年数人ですが、一般就労へと結びついています。

項 目	数 値	備 考
目標数値	4人	平成 26 年度において、施設を退所し、一般就労に移行する人の数
平成 24 年度実績	2人	平成 24 年度において福祉就労から一般就労した人の実績
平成 25 年度実績	3人	平成 25 年度において福祉就労から一般就労した人の実績
平成 26 年度実績	5人	平成 26 年 12 月 31 日までの福祉就労から一般就労した人の実績

③ 第3期計画中に取り組んだこと

24年度には事業所の障害者の法定雇用率の率がかかったことから、南国市商工会理事会へ障害者が一般就労するにあたり事業所側が受けられる制度の説明を行っています。

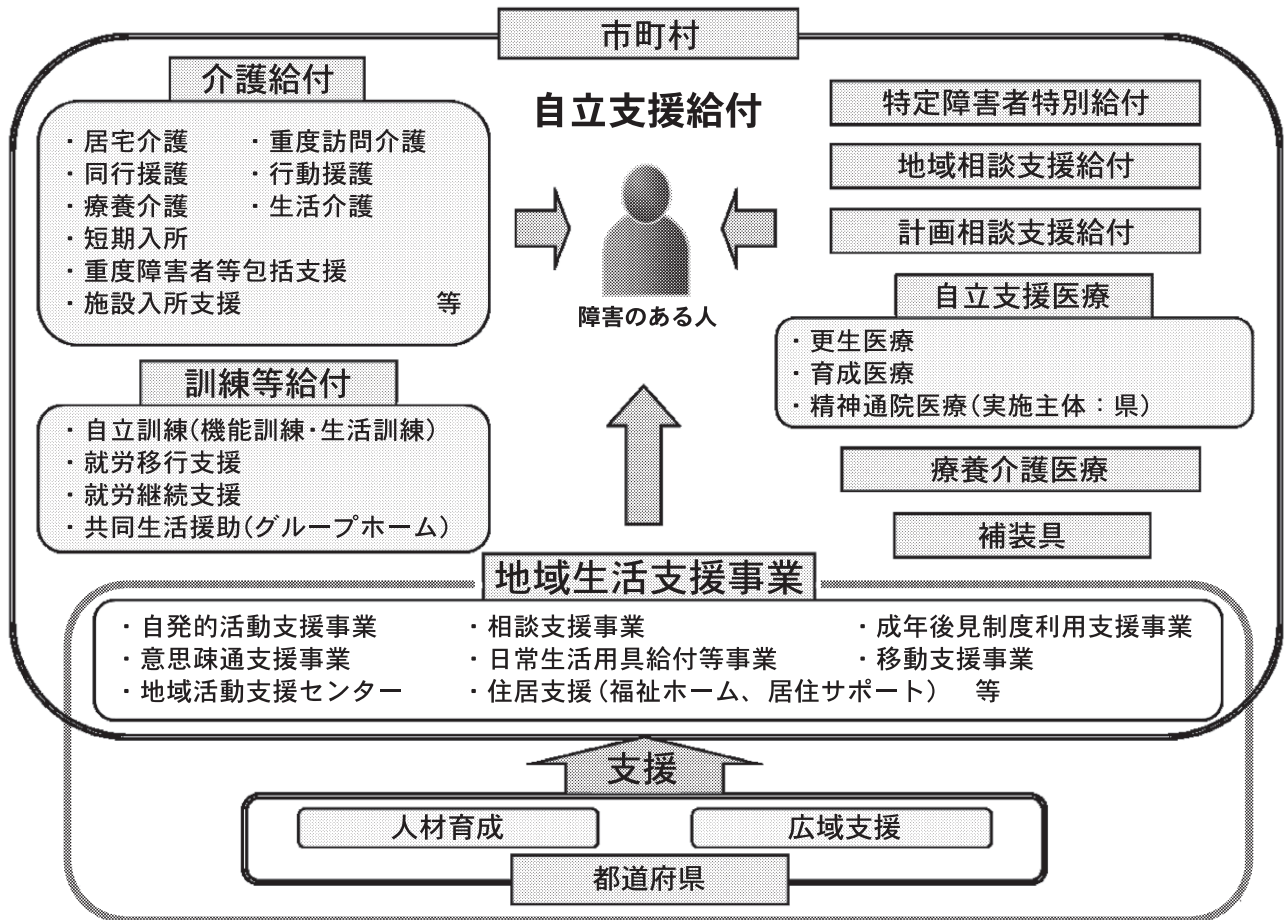
25年度には重症心身障害児者の居場所作り(新規事業所開設・既存施設の定員増・介護保険施設等の基準該当)についての協議・意見集約をしています。

3 障害福祉サービスの利用状況

① 障害福祉サービスの内容

事業名		内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代読、代筆含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型:雇用型・ B型:非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
計画相談	サービス利用支援	障害のある人の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する人の意向、適正、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成、面接や同行による支援を行います。
	地域定着支援	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた人が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者宅へ訪問するなどにより支援を行います。

福祉サービス等の体系図



② 障害福祉サービスの支給決定件数

障害支援区分は1が軽度で順に重くなり6が最重度です。

[平成 26 年 11 月末現在 単位:件]

サ ー ビ ス 種 類		障害支援区分								総計
		児童	1	2	3	4	5	6	無し	
訪問系	居宅介護	3	5	10	9	7	2	12		48
	重度訪問介護									
	行動援護									
	同行援護				2	2	1			5
	重度障害者等包括支援									
日中活動系	生活介護			2	18	34	16	53		123
	自立訓練(機能訓練)		1							1
	自立訓練(生活訓練)			1	1				3	5
	就労移行支援								4	4
	就労継続支援(A型)			1	1				20	22
	就労継続支援(B型)		6	21	15	6		3	50	101
短期入所		10	2	6	11	14	5	16		64
療養介護								15		15
共同生活援助(GH)			5	17	11	7	2	2	11	55
宿泊型自立訓練									2	2
施設入所支援			1		8	19	10	38		76
計画相談支援		1	8	24	34	23	7	34	65	196
地域移行支援			1							1
計		14	29	82	110	112	43	173	155	718

※児童については、障害福祉サービスで支給決定を受けている人数を記載しています。障害児通所サービス該当者は 23 ページに記載しています。

③ 障害福祉サービスの利用状況

下表は障害福祉サービスの年度別10月時点の見込量と利用実績です。

上段:見込量 下段:実績 実績の()は利用実人数

サービスの種類	単位	年度	24年度	25年度	26年度
		利用月	10月	10月	10月
訪問系サービス	時間/月	見込量	874 (43)	886 (46)	958 (50)
		実績(人)	1097 (39)	932 (41)	790 (45)
訪問系サービス (同行援護)	時間/月	見込量	50 (6)	50 (6)	50 (6)
		実績(人)	24 (1)	24(1)	33 (2)
生活介護	人日/月	見込量	2230 (113)	2345(119)	2382(121)
		実績(人)	2297 (109)	2464(121)	2454(118)
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	見込量	0 (0)	20 (1)	0 (0)
		実績(人)	34 (2)	20(1)	23 (1)
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	見込量	40 (2)	80 (4)	120 (6)
		実績(人)	203 (9)	203(10)	67 (3)
就労移行支援	人日/月	見込量	115 (6)	110 (6)	130 (7)
		実績(人)	161 (9)	98(5)	84 (4)
就労継続支援 A型	人日/月	見込量	400 (20)	440 (22)	480 (24)
		実績(人)	419 (21)	389(19)	441 (21)
就労継続支援 B型	人日/月	見込量	1800 (97)	1950(104)	2090(111)
		実績(人)	1573 (84)	1745(90)	1900 (96)
療養介護	人/月	見込量	17	17	17
		実績	15	15	15
短期入所	人日/月	見込量	104 (17)	104 (17)	116 (18)
		実績(人)	155 (14)	144(19)	130(22)
共同生活援助 ^(GH) 共同生活介護 ^(CH)	人/月	見込量	48	53	67
		実績	45	45	49
施設入所支援	人/月	見込量	72	71	68
		実績	75	74	76
計画相談支援	人/月	見込量	35	51	69
		実績	0	10	31
地域移行支援	人/月	見込量	6	5	7
		実績	0	0	1
地域定着支援	人/月	見込量	3	10	11
		実績	0	0	0

④ 障害福祉サービスの問題点と課題

● 訪問系サービス

訪問系サービスは新規受給者が増えつつあります。サービス提供事業所は近隣市町村も含めてたくさんありますが、精神障害者を対象としたサービスを提供するノウハウ・事業所が少ないことが課題となっております。

● 生活介護・自立訓練(生活訓練・機能訓練)

いずれも第3期計画で見込みより増加しています。自立訓練は事業所が新設されたことによる増加と分析しています。

生活介護は重度の障害者の在宅生活を支えるのに必要ですので、今後利用意向が高まっていく可能性があります。

● 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

第3期計画で見込んでいたほど就労移行支援、就労継続支援A型・B型の実績が計画見込量に達していません。

近年は養護学校卒業生に加え各種専門学校卒業生の就労系サービスへの利用意向が見受けられます。

● 療養介護

平成 24 年から県からの権限移譲により市で支給決定を行っています。3年間人数の増減はありません。

● 短期入所

短期入所は、見込量に対し実績が上回っています。家庭での介護者支援を考えると、事業所が少ないのが実情です。

● 共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援

平成 26 年度の法改正により共同生活介護(CH)が共同生活援助(GH)へ一元化されました。市内に共同生活援助が開設されたことにより利用者数が増加しています。

施設入所者については、地域生活への移行をすすめていることから、年々減少すると見込んでいましたが、入所希望は潜在的に高く実績としては減っていません。

可能な限り地域移行・地域定着はすすめていきます。

● 計画相談支援

第3期計画期間中に全てのサービス利用者に対して計画相談の導入を目指していましたが、平成 26 年 12 月末時点で約6割(障害者 59%、障害児 71%)しか導入できていません。

その要因としては、指定事業所数及び相談支援専門員の絶対数の不足、1件の計画相談にかかる労力に対して報酬単価が見合っておらず新規事業所が参入しないこと、利用者・教育関係者・サービス事業所への制度の周知不足により相談支援専門員が毎回制度の説明をしなければならず手間がかかる事などが考えられます。

平成 27 年度より障害福祉サービスをうける利用者すべてにサービス等利用計画が必須となります。

第3章 障害福祉サービスの見込み

1 サービス提供体制の確保

① 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等)

居宅介護事業所は近隣市町村も含め十分にありサービス必要量に対応できていますが、精神障害者を対象としたサービスを提供するノウハウ・事業所数は、まだまだ不十分であるため、サービスが充分に供給できるように事業所の確保に努めます。

② 日中活動系サービス(生活介護・短期入所・就労継続支援等)

障害のある人が身近な日中活動の場として、希望する日中活動系サービスが受けられる環境整備を図ります。また市外の福祉施設を利用する障害者も多数いることから市町村間の連携をはかります。

就労移行支援、就労継続支援については、希望にあったサービス利用が図られるように事業所との連携を強化するとともに、仕事の確保のため市及び企業の発注増に務め利用者の工賃アップをはかっていきます。

日中活動の場として、障害者地域活動支援センター「南国」におけるサービス充実のための支援も進めます。

③ 居住系サービス(共同生活援助・施設入所支援等)

施設入所している身体障害者・知的障害者が地域生活へ移行するためには、共同生活援助(GH)の充実が必要であり、退院可能な精神障害者の居住の場としても重要となってきます。現状の市内事業所のみでは不十分なため、新規事業所の設置を推進するとともに、市町村間の連携を強めて入所・入院からの移行を進めます。

市営住宅の共同生活援助新設は、必要に応じて空き状況をみながら都市整備課と連携しすすめていけるよう努めます。

④ 計画相談支援

平成27年度より障害福祉サービスをうける利用者すべてにサービス利用計画作成が必須となります。指定特定相談支援事業所の新設を働きかけ、既存事業所、現任の相談支援専門員の受持ち件数を減らすことで一人あたりに費やせる時間の確保をし、計画の質の向上をはかっていきます。

2 平成 29 年度末の目標値設定と実施のための方策

「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」について、サービス利用状況を踏まえて数値目標を設定します。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数は 80 人です。第 3 期計画での実績は 21 人(平成 26 年 12 月 31 日現在)ですので、第 4 期計画ではさらに 4 人の地域生活移行者を目標に累計 25 人の施設入所者を地域生活へと目指します。

施設入所者数そのものは 74 人を見込とします。

項 目	数 値	備 考
施設入所者数(A)	80人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標値①(18 年度～29 年度末までの移行者数)	25人 31.3%	上記施設入所者のうち、平成 18 年度から 29 年度末までに GH 等へ地域移行する人の数
平成 26 年 12 月 31 日までの実績	21人	平成 26 年 12 月 31 日までに地域移行した人の数
目標値②(施設入所者の削減見込) (B)	6人 12.5%	平成 29 年度末段階での施設入所者の削減見込数
平成 26 年 12 月 31 日までの実績	5人	平成 26 年 12 月 31 日までの施設入所者の削減実績
平成 29 年度施設入所者数(A－B)	74人	平成 29 年度末の施設入所者数

② 福祉施設から一般就労への移行

第 3 期計画では平成 26 年度において 1 年間に福祉施設から一般就労への移行者を 4 人以上としていました。第 4 期計画では第 3 期の実績もふまえ、また就労移行支援事業、障害者就業・生活支援センターの利用状況などから、第 3 期と同じ 4 人以上の移行を目指します。

項 目	数 値	備 考
目標数値	4人	平成 29 年度において、施設を退所し、一般就労に移行する人の数
参考:平成 24 年実績 2 人 平成 25 年実績 3 人 平成 26 年実績 5 人(平成 26 年 12 月 31 日現在)		

③ 地域移行、地域定着支援のための方策

福祉施設入所者や入院中の障害者が地域生活へ移行するにあたっては、居住場所、就労先、日中の居場所の確保や障害福祉サービスの提供等、障害者本人への支援とともに、家族や地域に対しての支援が必要です。

南国市障害者自立支援協議会をはじめ関係機関と連携して啓発活動を行い、地域社会において障害に対する理解を深め、障害者が地域の協力を得て円滑に生活をおくるための支援体制の整備を図っていきます。

指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所と連携して退院・退所前から障害者と接することによって、地域移行・地域定着を総合的に支援していきます。

3 障害福祉サービスの利用意向調査

障害児・者及びその家族の方から現在の生活の状況や障害福祉サービスについてご意見をいただき、本計画のサービス見込量に反映するとともに、今後の南国市障害福祉行政の指標とするために、平成 26 年度に県と市でアンケート調査を実施しました。

市実施分として在宅生活をしている障害者(手帳所持者・難病・高次脳機能障害・自立支援医療精神通院者・地域活動支援センター「南国」利用者等)232 人にアンケート依頼をし、118 人から回答を得ました(回収率 50%)。また、特別児童扶養手当を受けている受給者 84 人にアンケート依頼をし、36 人から回答を得ました(回収率 42%)。

また、県実施分として福祉施設利用者から 224 人から回答を得て、特別支援学校の在校生保護者 36 人から回答を得ました。

以下、アンケート調査の一部を紹介します。

Q:必要だと思う支援

(特児受給者 36 人 特別支援学校在校生保護者 36 人 回答) [単位:人]

項 目	市実施	県実施
就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり	25	28
加配保育士や学校教職員の資質向上	23	22
身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	21	29
障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり	21	21
身近な相談窓口の整備	19	22
保育士等の加配	18	12
夏休みなどの長期休暇中の支援	17	25
放課後の見守り(学童保育など)支援	15	18
保護者や子ども同士の交流の場づくり	13	16
身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること	12	20
通園や通学の援助	11	18
地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	8	17
その他	3	12

障害児の家族は、子どもの成長過程においていろいろな悩みを持ち、家族だけでは解決できないことも多くあります。子どもの成長に応じて必要となる様々な支援を障害児本人はもとより、家族に行うことが求められています。

「就学前から学校卒業まで一貫して継続した支援の仕組みづくり」「加配保育士や学校教職員の資質向上」の項目から読み取れる点として福祉事務所をはじめ医療・保育・学校など複数の機関による支援及び各部門の資質の向上が求められています。今後も関係機関と連携し、適切な支援体制の整備に努めていきます。

「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」「障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり」の項目から読み取れる点として、得意不得意分野を早めに発見して伸ばせるところを伸ばしていく障害特性に応じた取り組みが必要となってきます。

Q:今後利用したいサービス

(在宅障害者 118 人 特児受給者 36 人 回答)

[単位:人]

(福祉施設利用者 224 人 特別支援学校在校生保護者 36 人 回答)

[単位:人]

項 目	市実施	県実施
地域活動支援センター	13	8
計画相談支援	12	32
短期入所(ショートステイ)	11	26
居宅介護(ホームヘルプ)	10	8
あったかふれあいセンター	10	3
地域定着支援	8	2
地域支え合い事業	8	-
日中一時支援	7	17
移動支援	6	9
就労継続支援B型	5	57
生活介護	4	47
自立訓練(生活訓練)	4	14
行動援護	4	6
療養介護	4	5
同行援護	3	3
コミュニケーション支援	3	1
重度障害者等包括支援	2	4
重度訪問介護	2	1
地域移行支援	2	1
就労継続支援A型	1	18
就労移行支援	1	15
自立訓練(機能訓練)	1	11

放課後等デイサービス	8	3
保育所等訪問支援	7	2
児童発達支援	7	-

今後利用したいサービスの中から早期利用が見込まれる分については、本計画のサービス見込量に計上しました。

Q:1年後～3年後暮らしたい場所

(在宅障害者 118 人 特児受給者 36 人 回答)

〔単位:人〕

(福祉施設利用者 224 人 回答)

〔単位:人〕

項 目	市実施	県実施	
		施設	学校
家族や親戚と暮らしたい	101	85	－
わからない(今のところ考えていない)	33	25	－
一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい	5	16	－
グループホームや福祉ホームで暮らしたい	1	27	－
入所施設で暮らしたい	－	52	－

Q:将来ずっと暮らしたい場所

(在宅障害者 118 人 回答)

〔単位:人〕

(福祉施設利用者 224 人 特別支援学校在校生保護者 36 人 回答)

〔単位:人〕

項 目	市実施	県実施	
		施設	学校
家族や親戚と暮らしたい	70	66	27
わからない(今のところ考えていない)	25	52	6
一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい。	3	9	5
入所施設で暮らしたい	1	48	4
グループホームや福祉ホームで暮らしたい	1	29	4

将来暮らしたい場所として、現在、在宅の障害児・者は「ずっと自宅で暮らしたい」との回答し、施設利用中の人は、「入所施設で暮らしたい」と回答する傾向がうかがえます。

「わからない」と回答した人も多く、自分自身では判断できない、もしくは難しい人が多いという事もうかがえます。

Q:障害者福祉に必要なだと思うこと

(在宅障害者 118 人 特児受給者 36 人 回答)

[単位:人]

(福祉施設利用者 224 人 特別支援学校在校生保護者 36 人 回答)

[単位:人]

項 目	市実施	県実施
会社などに就職ができるように就職先を多くすること(就職できやすくすること)	49	65
地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること	48	65
いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること	44	98
障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと	41	63
障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること	38	51
今よりもっと障害施設などの工賃の水準を上げること	29	77
障害のある人への虐待防止の取り組み	20	38
成年後見制度を利用しやすくすること ※成年後見制度:判断する能力が十分でない人の財産管理や福祉サービスの利用に関することなどを 後見人にさせることで、本人の利益を守るための制度	15	33
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること	12	26
その他	11	2

障害があっても社会の一員として生活していくことに結果が多く集まっています。自立して持てる力を十分発揮できる環境にあることを求めているとうかがえます。

就職や障害への理解、活動の場、相談など行政のこれまでの施策をふりかえり、十分であったか評価をし、期待に応えられるよう取り組みをすすめていきます。

4 サービス見込量の算定

第3期計画におけるサービスの利用状況、アンケート調査によるサービス利用意向調査、特別支援学校生(高等部)の新規利用者等を勘案し、平成27年度～29年度までのサービス見込量を算定しました。各年10月時点の数値見込を記載しています。

サービス種別		27年度	28年度	29年度
訪問系サービス (時間/月) (居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援)		1007	1011	1088
	人数(人/月)	56	57	59
生活介護 (人日/月)		2659	2749	2782
	人数(人/月)	126	131	133
自立訓練(機能訓練) (人日/月)		23	0	23
	人数(人/月)	1	0	1
自立訓練(生活訓練) (人日/月)		23	23	46
	人数(人/月)	1	1	2
就労移行支援 (人日/月)		123	128	125
	人数(人/月)	6	6	6
就労継続支援A型 (人日/月)		469	470	471
	人数(人/月)	22	22	22
就労継続支援B型 (人日/月)		2109	2237	2354
	人数(人/月)	105	112	117
短期入所 (人日/月)		203	204	217
	人数(人/月)	27	29	30
療養介護 (人/月)		15	15	15
共同生活援助 (人/月)		54	58	63
施設入所支援 (人/月)		72	74	74
計画相談支援 (人/月)		22	23	26
地域移行支援 (人/月)		1	0	2
地域定着支援 (人/月)		0	0	0

第4章 地域生活支援事業の実施

1 地域生活支援事業の実施状況及び実施予定

地域生活支援事業の実施状況と平成 29 年度までの実施予定事業は下表のとおりです。

事業名		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	利用者負担の有無		負担上限額
								徴収する (1割負担)	徴収 しない	福祉サービスと 併せて設定
必須事業	理解促進研修・啓発事業									
	自発的活動支援事業									
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業								
		住宅入居等支援事業								
	成年後見制度利用支援事業	→							○	
	成年後見制度法人後見支援事業									
	意思疎通支援事業	→							○	
	日常生活用具給付事業	→						○		○
	手話奉仕員養成研修事業						→	○		
	移動支援事業	→						○		○
	地域活動支援センター機能強化事業	→							○	
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営		→					○	
		訪問入浴サービス								
		身体障害者自立支援								
		生活訓練等								
		福祉機器リサイクル		→					○	
		日中一時支援		→				○		○
		生活サポート								
		地域移行のための安心生活支援								
		障害児支援体制整備								
		巡回支援専門員整備								
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等		→					○	
		文化芸術活動振興								
		点字・声の広報等発行								
		奉仕員養成研修								
		自動車運転免許取得・改造助成		→						
	権利擁護支援	成年後見制度普及啓発								
		その他権利擁護支援								
	就業・就労支援	盲人ホームの運営								
		重度障害者在宅就労促進								
		更生訓練費・施設入所者就職支度金給付								
		知的障害者職親委託								

2 地域生活支援事業の内容と実績及び見込み

① コミュニケーション支援事業

聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図り社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。

今後もある一定数の利用が見込まれます。

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	利用見込者数 (利用実績)	利用見込者数 (利用実績)	利用見込者数 (利用実績)	利用見込 者数	利用見込 者数	利用見込 者数
手話通訳者派遣	13 (14)	26 (27)	10 (20)	20	20	20
要約筆記者派遣	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1

② 相談支援事業

相談支援事業では、障害のある方に福祉サービスに係る情報の提供や相談支援をはじめ、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常及び社会生活を営むことを目的としています。本市では、平成 19 年度より障害者地域活動支援センター「南国」に相談支援事業を委託し、福祉事務所、保健福祉センター等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数	実施見込 箇所数	実施見込 箇所数
障害者相談支援事業	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有

平成 22 年度には「相談支援事業所きぼう」が市内に開設され、高知県下の市町村の委託を受けて、重度心身障害児者を対象とした相談業務をおこなっています。

③ 日常生活用具給付等事業

在宅で生活する障害者が、日常生活を容易にするために使用する用具(特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具など)を給付する事業です。

地域生活支援事業の給付費の中では一番多く、多くの在宅生活者の生活を支えており、今後もその数は高いところで推移していく見込みです。

用具名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	利用見込件数 (実績)	利用見込件数 (実績)	利用見込件数 (実績)	利用見込件数	利用見込件数	利用見込件数
介護・訓練支援用具(特殊寝台・体位変換器等)	7 (1)	7 (3)	7 (4)	5	5	5
自立生活支援用具(入浴補助用具・移動移乗支援用具等)	15 (13)	15 (8)	15 (9)	12	12	12
在宅療養等支援用具(電気式たん吸引機等)	5 (5)	5 (17)	5 (3)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具(視覚障害者用拡大読書器等)	6 (10)	6 (12)	6 (16)	10	10	10
排泄管理支援用具(紙おむつ・ストマ装具等)	850 (787)	850 (780)	850 (933)	950	950	950
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	4 (4)	4 (1)	4 (3)	5	5	5

④ 移動支援事業

障害者が屋外での移動に支援を必要とする場合に、その支援を提供するもので、ガイドヘルパーを派遣する個別支援と、南国市社会福祉協議会に委託する車両での移送事業を行っています。

利用者数、利用時間ともに横ばい傾向です。

事業名	24年度		25年度		26年度	
	利用見込 者数 (実績)	利用見込 時間 (実績)	利用見込 者数 (実績)	利用見込 時間 (実績)	利用見込 者数 (実績)	利用見込 時間 (実績)
移動支援事業	23 (10)	480 (319)	26 (10)	550 (282)	30 (9)	600 (214)

事業名	27年度		28年度		29年度	
	利用見込 者数	利用見込 時間	利用見込 者数	利用見込 時間	利用見込 者数	利用見込 時間
移動支援事業	12	300	12	300	12	300

⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターでは、創作活動、生産活動の機会提供、社会交流の促進を図り、障害者の地域生活を支援します。

本市では、障害者地域活動支援センター「南国」に委託し、就労になかなか結びつかない障害者や自宅に引きこもっている障害者が、創作活動（編み物・裁縫・折り紙や絵）を中心に気軽に立ち寄れる集いの場として活動しています。

活動内容の充実と拡大が必要となっており、平成20年度からは機能強化事業を取り入れ、特に需要が高まりつつある雇用・就労へつながる生産活動の場を提供するとともに、それぞれの利用者にあった多種のメニューの確立を図り、他機関等との連携を深め、社会交流の広がりを進めていきます。

事業名	24年度		25年度		26年度	
	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)
地域活動支援センター	1 (1)	15 (10)	1 (1)	15 (10)	1 (1)	15 (8)

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数
地域活動支援センター	1	10	1	10	1	10

⑥ 福祉ホーム事業

福祉ホームは、家庭環境、住宅事情等の理由から居宅で生活することが困難な障害者に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援するものです。

福祉ホーム事業として、入居前に利用者が居住していた市町村が、福祉ホームの運営につき利用負担金を支払っています。平成27年度よりずずめ三里ホームが共同生活援助（グループホーム）へ移行することから、南国市の利用者はコーポラスこくふのみになります。

事業名	24年度		25年度		26年度	
	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)
福祉ホーム事業	2 (2)	4 (3)	2 (2)	4 (3)	2 (2)	4 (3)

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数
福祉ホーム事業	1	2	1	2	1	2

⑦ 生活支援事業(福祉機器リサイクル事業)

不要となった車椅子や特殊寝台を譲り受け、必要に応じて修理し必要な障害者に貸し出しをするもので、南国市社会福祉協議会に委託して実施していました。

平成25年度末に事業を廃止しました。

事業名	24年度	25年度	26年度
	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)
生活支援事業(リサイクル)	1 (1)	1 (1)	1

⑧ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るもので、平成 26 年度には 13 事業所を指定しています。利用者、事業所ともに横ばい傾向です。

事業名	24年度		25年度		26年度	
	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)
日中一時支援事業	10 (8)	40 (41)	10 (8)	40 (30)	10 (8)	40 (30)

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数
日中一時支援事業	10	30	10	30	10	30

⑨ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するため、南国市では障害者卓球大会と自動車運転免許取得・改造助成事業を実施してきました。卓球大会と自動車運転免許取得・改造助成事業は引き続き実施します。

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	利用見込 者数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	利用見込 者数	利用見込 者数	利用見込 者数
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	35 (29)	35 (19)	35 (21)	30	30	30
自動車運転免許取得・改造助 成事業	4 (5)	4 (3)	4 (2)	4	4	4

第5章 障害児通所サービスの実施

1 障害児通所サービスの実施状況及び課題

① 障害児通所サービスの内容及び支給決定件数

〔平成 26 年 11 月末現在〕

種類	支援内容	決定件数
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	27
医療型 児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。	0
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。	27
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。	14
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。	36

② 障害児通所サービスの課題

早期発見・早期療育の考え方により、発達の遅れのある子どもの早期発見にはある一定の成果があります。ただ、特に児童発達支援について医療での診断後の早期療育に対して事業所数が少なく、十分な福祉サービスが提供ができていない状況です。

2 障害児通所サービスの見込み

第 3 期計画におけるサービスの利用状況、アンケート調査によるサービス利用意向調査等を勘案し、平成 27 年度～29 年度までのサービス見込量を算定しました。各年 10 月時点の数値見込を記載しています。

サービス種別		27 年度	28 年度	29 年度
児童発達支援	(人日/月)	129	154	198
	人数(人/月)	36	42	46
医療型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	(人日/月)	308	345	377
	人数(人/月)	40	46	53
保育所等訪問支援	(人日/月)	12	14	17
	人数(人/月)	12	14	17
障害児相談支援		7	12	17

3 サービス提供体制の確保

発達に遅れのある障害児の早期発見はできていますが、早期療育については十分に事業所の数が確保されておらず、利用者のニーズに対応できていません。新規事業所の確保につとめます。

また、事業所のみではなく、家庭や保育・学校・地域での対象児への統一的な対応も必要で、関係者の意思統一・共通理解ができる体制も必要となってきます。

第6章 計画の推進

1 相談支援体制の整備

相談件数は年々増加しており、障害者地域活動支援センター「南国」に相談事業を委託していますが、保健福祉センターや福祉事務所でも相談を受けており、互いに連携を取り合い情報の共有をはかっています。1部門では対応困難なケース、来所のみならず訪問対応が必要なケース、障害がはっきりしていないケース等複雑多様化する相談支援に対応すべく相談員一人一人の資質の向上が必須となっています。また、関係づくりに時間を要し、サービス利用前からの対応が必要など1件のケースにかかる時間も増加傾向です。

多様化する相談支援に対応すべく、身近な相談場所の複数化、適切な支援を提供できる専門職による相談支援体制の整備を自立支援協議会での協議を重ねながら取り組んでいきます。

南国市内にある5つの指定特定相談支援事業所との意見交換会を定期的を開催しており、今後も情報共有・意思統一をはかっています。

2 自立支援協議会を中心としたネットワークの構築

地域全体で障害者を支える力を強めるため、障害者当事者・家族団体等関係者、福祉サービス事業所、保健・医療機関、就労支援・雇用等関係機関、商工関係機関及び教育関係機関等を構成員とした南国市障害者自立支援協議会を平成20年に設立し、地域のネットワークの構築・強化に努めています。

協議会は全体会と相談支援、就労支援、居住支援、日中支援及び計画作成のための5つの専門部会を設置し、各部会において様々な問題の解決のための方策を検討するなど地域の障害者福祉に関するシステムづくりの中核を担っています。さらに、各機関との協力体制、ネットワークの構築を進め、地域社会の連携と協力を得て総合的な取り組みを進めます。

特に就労支援については利用者のニーズも高く福祉・雇用・教育の連携が必要であることから、関係機関が一体となって総合的な取り組みを推進します。

3 住民参加の促進

本計画を推進し、障害者が地域で快適な生活を送るためには、地域住民の障害に対する理解と協力が必要です。

そのためには、障害者はもとより関係機関の意見を広く聴き取り、障害者が地域社会で生活していくうえでの現状と課題を明らかにする必要があります。そのうえで、障害者が地域の協力を得て暮らしていくための自立支援法の趣旨、制度の内容及び本計画について、広報等を通じて市民に広く啓発活動を推進するとともに、より効果的な周知方法を検討し、障害者と住民が一体となって暮らしていける地域づくりを推進します。

4 障害のある人への虐待防止

平成23年10月に障害者虐待防止法が施行され、南国市福祉事務所に南国市障害者虐待防止センターが開設されました。

障害者への虐待防止については、保健福祉センター、障害者地域活動支援センター「南国」及び高知県中央東福祉保健所をはじめ関係機関と連携し、相談受付と巡回により、虐待の早期発見と迅速な対応に努めています。今後もより注意深く接することにより、虐待の未然防止に努めます。今後、広報やホームページを活用して障害者虐待防止センターの周知を行います。

高齢者虐待の防止に向けては、長寿支援課に事務局を置き介護・保健・医療・警察等の機関による高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置し、高齢者虐待の早期発見や未然防止対策等の協議を行い、高齢者の安心した生活の確保に努めています。

福祉事務所こども相談係を中心とした、要保護児童対策地域協議会が設置され、保育・学校・保健・医療・児童相談所等の関係機関と連携して、障害児を含めた児童を虐待から守り、適切な養育が受けられるように、随時、個別ケース検討会議を開催し、支援策を検討しています。

5 防災対策

平成23年度から要配慮者台帳(旧 災害時要援護者台帳、以下 台帳)の整備・充実をはかっています。障害者や高齢者などの要配慮者が避難時、また避難先で必要とする支援の情報を台帳に登録し、災害時に迅速な対応ができるよう市の関係機関、地域支援組織(民生児童委員・自主防災組織・消防団等)と情報共有を図っています。

要配慮者を対象とした市の福祉避難所(※)は、13施設(市と県教委及び10法人)と協定を結んでいます。また、知的・発達障害児者を対象として6施設(3市1町と県教委及び3法人)と広域福祉避難所の協定を結んでいます。

南国市福祉避難所			
介護老人保健施設 夢の里	小規模多機能型 居宅介護事業所 みそら	介護老人保健施設 JAいなほ	就労継続支援B型 事業所 きてみいや
特別養護老人ホーム 白銀荘	介護老人保健施設 ケアポート南国	特別養護老人ホーム 土佐清風園	ケアハウス たんぽぽ
特別養護老人ホーム 陽だまりの里	ケアヴィレッジ 青い鳥	障害者支援施設 こくふ	
重症心身障害児者のみを受入対象とする福祉避難所			
重症心身障害児者施設 土佐希望の家 (通園事業所 土佐希望の家)		高知県立若草養護学校 土佐希望の家分校	

(※)福祉避難所は、大規模災害発生後、要配慮者が一般避難所での生活に支障をきたし、特別な支援や配慮が必要となった場合、市の要請により初めて開設される避難所です。

広域福祉避難所(知的・発達障害児者対象)			
高知県立山田養護学校	障害者支援施設 白ゆり	ワークセンター 第二白ゆり	南海学園
かがみの育成園	ウィッシュかがみの		

6 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針にある地域生活支援拠点(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりを兼ね備えた施設)については、県及び中央東福祉保健所、近隣市町村と意見交換・連携をしながらの整備検討を行います。

7 計画の進行管理

本計画の計画的な進行管理を進めていくため、毎年、南国市障害者自立支援協議会で計画の達成状況を確認し、今後の課題を検証していきます。

「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施するPDCAサイクルを行うことで計画の質を高めていきます。

参考資料

参考資料 1 「第 4 期高知県障害福祉計画」 中央東圏域（抜粋）

参考資料 2 南国市障害者自立支援協議会設置要綱及び委員名簿
第 3 次南国市障害者基本計画及び
第 4 期南国市障害福祉計画策定経過

中 央 東 圏 域

南 国 市 香 美 市
香 南 市 本 山 町
大 豊 町 土 佐 町
大 川 村



◆ 圏域内の障害のある人の状況（H26. 3. 31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	122,050		39,585	32.4%
身体障害者手帳所持者	7,843	6.43%	6,091	77.7%
療育手帳所持者	988	0.81%	115	11.6%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	543	0.44%	116	21.4%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 1,501 人				

※ 人口は、H26. 3. 1 現在（高知県人口推計調査より）

1 現 状 等

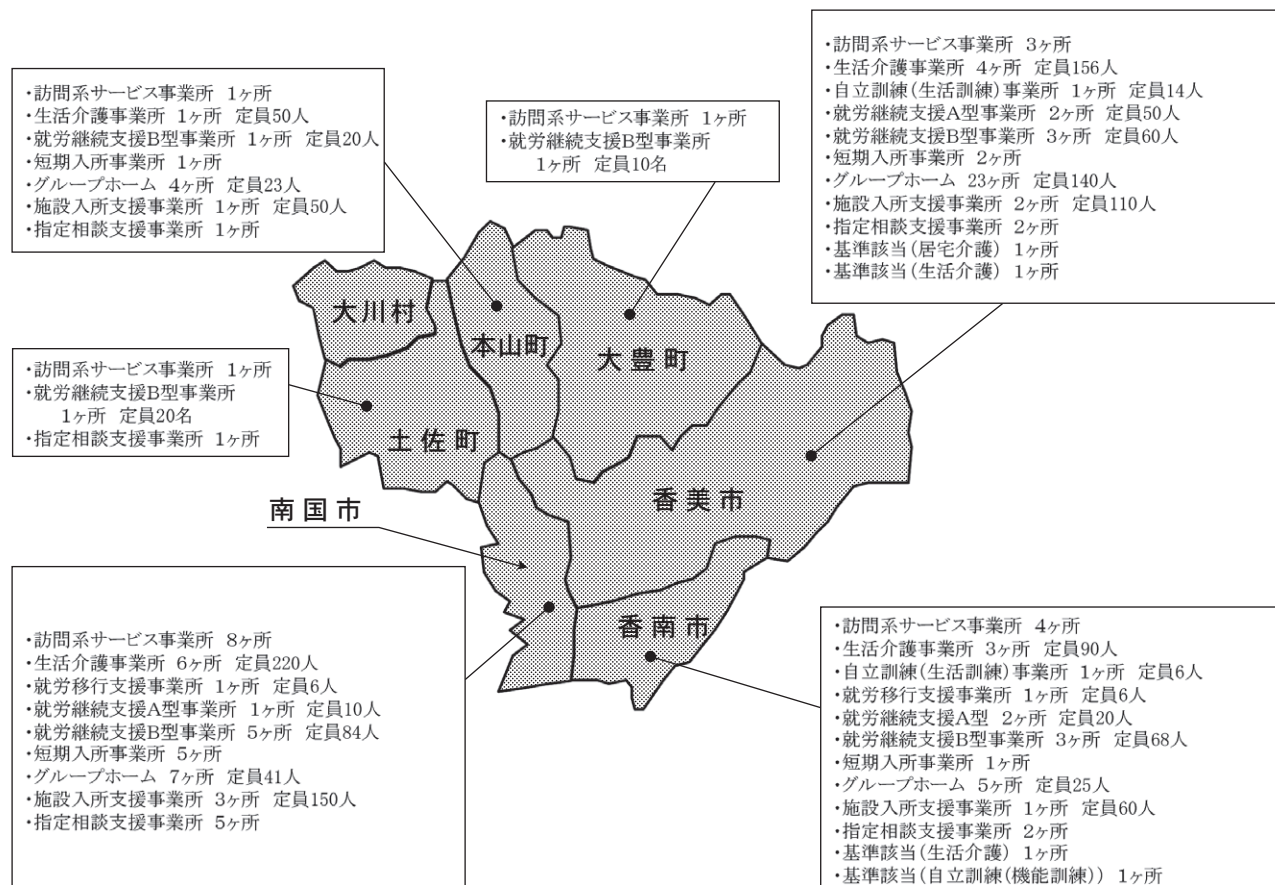
(1) 圏域の現状と課題

- 平野部にある 3 市と中山間地域に位置する嶺北 4 町村では、利用者数やサービスの供給体制などに大きな差が見られます。
- 南国、香美、香南の 3 市では、サービス事業所が比較的多い一方、新規サービス事業所の開設があまり進まず、新たな利用者を受け入れることが困難な状況も見られます。また、就労支援事業所では、利用者の高齢化への対応が課題となっています。
 嶺北地域は、通所サービス、訪問系サービスともに事業所が少なく、移動手段も限られるため、身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備や介護保険の施設を基準該当施設として利用するなど、サービスの提供体制の確保が課題となっています。
- 計画相談支援については、地域によって偏りがみられるため、さらなる提供体制の充実が必要です。
- 就労支援については、特別支援学校の高等部を対象に市町村と支援機関等と連絡会を開催し、連携をとっていますが、状況把握や支援の共有について課題があります。

- 他の圏域と比べてグループホームの整備が進んでいますが、ニーズに応えきれず、新たな利用が困難な状況にあります。今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、事業所等と連携しながら、更に整備を進めていく必要があります。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【平成26年7月31日現在】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項 目	目 標 値	備 考
【目標値】 在宅生活等への移行者数	13 人	第3期計画の目標値：61 人 26 年 7 月末時点の実績：2 人
【目標値】 平成 29 年度末入所者数	215 人	第3期計画の目標値：205 人 H25 年度末時点の実績：205 人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	目 標 値	備 考
【目標値】 29 年度における福祉施設から一般 就労へ移行する人の数	13 人	第3期計画の目標値：15 人 24 年度の実績：13 人

③ 地域生活支援拠点等の整備

項 目	目 標 値	備 考
【目標値】 29 年度までに整備する地域生活支 援拠点等の数	1 箇所	※圏域単位

(4) 障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度 見込量	28 年度 見込量	29 年度 見込量
居宅介護、重度訪 問介護、行動援護、 同行援護	2,054 時間/月	1,819 時間/月	1,936 時間/月	3,180 時間/月	3,168 時間/月	3,276 時間/月
	125 人	121 人	125 人	144 人	145 人	149 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度 見込量	28 年度 見込量	29 年度 見込量
生 活 介 護	6,409 人日/月	6,250 人日/月	6,449 人日/月	6,888 人日/月	7,116 人日/月	7,195 人日/月
	312 人	305 人	305 人	327 人	338 人	343 人
自 立 訓 練 (機能訓練)	38 人日/月	13 人日/月	67 人日/月	126 人日/月	46 人日/月	69 人日/月
	2 人	1 人	4 人	6 人	2 人	3 人
自 立 訓 練 (生活訓練)	396 人日/月	404 人日/月	220 人日/月	111 人日/月	57 人日/月	92 人日/月
	19 人	21 人	9 人	4 人	3 人	4 人
就労移行支援	174 人日/月	156 人日/月	141 人日/月	340 人日/月	283 人日/月	261 人日/月
	10 人	11 人	7 人	16 人	13 人	12 人
就労継続支援 (A 型)	1,089 人日/月	1,075 人日/月	1,199 人日/月	1,323 人日/月	1,372 人日/月	1,332 人日/月
	57 人	56 人	57 人	61 人	63 人	61 人
就労継続支援 (B 型)	4,147 人日/月	4,385 人日/月	4,790 人日/月	5,520 人日/月	5,791 人日/月	5,890 人日/月
	236 人	245 人	256 人	279 人	292 人	296 人
療 養 介 護	47 人	46 人	47 人	47 人	47 人	47 人
短 期 入 所	281 人日/月	289 人日/月	275 人日/月	427 人日/月	428 人日/月	461 人日/月
	36 人	40 人	44 人	61 人	64 人	68 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度 見込量	28 年度 見込量	29 年度 見込量
共同生活援助	149 人	153 人	162 人	170 人	176 人	186 人
施設入所支援	213 人	209 人	207 人	212 人	217 人	215 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度 見込量	28 年度 見込量	29 年度 見込量
計画相談支援	38 人/月	99 人/月	100 人/月	130 人/月	133 人/月	140 人/月
地域移行支援	— 人/月	2 人/月	1 人/月	3 人/月	2 人/月	4 人/月
地域定着支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	— 人/月	— 人/月	— 人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (26 年 7 月末現在)	項 目	27 年度	28 年度	29 年度
生 活 介 護	516 人	圏域内事業所利用見込者数	496 人	513 人	526 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	10 人
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	1 ケ所
自 立 訓 練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる数	(6 人)	(2 人)	(3 人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1 ケ所)	—	—

サービス 種 別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項 目	27 年度	28 年度	29 年度
自 立 訓 練 (生活訓練)	20 人	圏域内事業所利用見込者数	2 人	3 人	3 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
就労移行支援	12 人	圏域内事業所利用見込者数	13 人	10 人	9 人
		整備が必要と見込まれる数	1 人	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
就労継続支援 (A 型)	80 人	圏域内事業所利用見込者数	68 人	69 人	71 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
就労継続支援 (B 型)	262 人	圏域内事業所利用見込者数	291 人	303 人	310 人
		整備が必要と見込まれる数	29 人	12 人	7 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	2 ヶ所	—	—

サービス 種 別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項 目	27 年度	28 年度	29 年度
短 期 入 所	9 ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	84 人	92 人	98 人
		整備が必要と見込まれる数	(84 人)	(92 人)	(98 人)

※「整備が必要と見込まれる数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項 目	27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助	229 人	圏域内事業所利用見込者数	253 人	266 人	280 人
		整備が必要と見込まれる数	24 人	13 人	14 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	6 ヶ所	4 ヶ所	3 ヶ所

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 障害の重度化や高齢化などにより増加が見込まれる訪問系サービスのほか、短期入所やグループホームについては、圏域内でサービスが受けられるよう、利用者のニーズや利用量等を把握し、事業所と連携を図りながらサービスの充実に取り組んでいきます。
- 就労支援事業所や障害者職業センター、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、障害者雇用の理解促進に取り組むとともに、障害者委託訓練や職場実習、各種助成制度を活用して、一般就労や職場定着に取り組めます。
- 計画相談支援は今後も利用者の増加が見込まれるため、事業所に参入を働きかけるなど、サービスの提供体制の充実に取り組めます。
- 嶺北地域では、身近なところでサービスが受けられるよう、新たに送迎付きの通所事業所を開設する事業者に助成を行うなど、新たな事業所の開設に取り組むほか、介護保険の施設を基準該当事業所として利用したり、あったかふれあいセンター事業の利用を促進するなどして、サービスの提供体制を確保します。

(2) 住まいの場の確保

- 今後、グループホームの利用者が更に増加すると見込まれることから、事業所等への働きかけや施設整備の補助制度などを活用して、グループホームの整備を進めます。特に、嶺北地域において積極的に整備を進め、必要量を確保します。

(3) 地域における支援体制の充実

- 各市町村における個別の課題への取り組みのほか、広域での支援体制の充実に向けて、嶺北地域では4町村共同設置の自立支援協議会において、また、南国、香美、香南の3市では自立支援協議会や連絡会において、共通課題の解決に向けた検討を進めていきます。
- 利用者のニーズや利用量等を把握して、各市町村や事業所、医療機関などとの連携を図りながら、サービスの提供体制の整備に取り組めます。

○南国市障害者自立支援協議会設置要綱

平成20年 9 月24日

告示第43号

改正 平成25年 3 月27日告示第19号

南国市障害者計画推進委員会設置要綱（平成12年南国市告示第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、南国市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（構成機関等）

第2条 協議会は、次に掲げる構成機関（以下「構成機関等」という。）で組織する。

- (1) 指定相談支援事業所
- (2) 高知県相談支援体制整備事業関係者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者
- (4) 障害者家族団体等関係者
- (5) 障害当事者団体等関係者
- (6) 医療関係機関
- (7) 就労支援、雇用等関係機関
- (8) 教育関係機関
- (9) 商工関係機関
- (10) 県及び市行政関係部署
- (11) 識見を有する者
- (12) その他市長が必要と認める機関

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の中立及び公平性の確保並びに運営評価に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 就労支援サービスの支給決定を含む障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者計画，障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究，調整，情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか，第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事項（組織）

第 4 条 協議会は，全体会及び専門部会で構成する。

- 2 全体会は，構成機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
 - 3 専門部会は，構成機関等の意見を踏まえ構成機関等の中から選出するものとし，当該構成機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。
- （全体会）

第 5 条 全体会は，障害者等の地域での自立支援策の全般について，情報交換，施策の提案，専門部会の設置・変更・廃止，構成機関等の連携のあり方，役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き，全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。
- 4 会長は，全体会の会議を招集し，会議の議長となる。
- 5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は，2 年とする。ただし，補欠により選任された者の任期は，前任者の残任期間とする。
- 7 会長及び副会長は，再任することができる。

（専門部会）

第 6 条 専門部会は，障害者等の個別ケース等について，支援内容，連携のあり方及び役割分担について協議するほか，施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き，専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は，専門部会を代表し，会務を総理する。
- 4 専門部会は，部会長が招集する。
- 5 部会長は，会議において必要があると認めるときは，専門部会の委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。
- 6 部会長は，全体会において専門部会の活動内容を報告する。

（事務局）

第 7 条 協議会の事務局は，福祉事務所に置く。

（秘密の保持）

第8条 協議会において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。協議会の構成メンバーを脱退後も同様とする。

(報酬)

第9条 全体会の委員及び専門部会の委員の報酬は、無報酬とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に選任される会長及び副会長の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成25年告示第19号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

南州市障害者自立支援協議会 組織及び構成機関等

構 成 機 関 等 の 名 称			専門部会				
			全体会	相談支援検討部会	就労支援部会	居宅生活サポート部会	
						居住支援	日中活動支援
			年2～3回開催	毎月開催	随時開催	随時開催	随時開催
(1)	1	指定相談支援事業所	地域活動支援センター南国	○	○	○	○
(2)	2	(高知県相談支援体制整備事業)	特別アドバイザー (スーパースーパー)	○			
(3)	3	指定障害福祉サービス事業者	南州市社会福祉協議会	○			
	4		障害者支援施設こくふ	○	○(ウィール社)		○
	5		障害者自立支援事業所なんこく	○	○		○
	6		きてみい	○	○		
	7		就労支援センターコーケン	○	○		
	8	南海学園	南海学園	○			○
	9		土佐希望の家	○			○
	10		南州市手をつなぐ育成会	○			○
(4)	11	障害者家族団体等関係者	精神障害者家族代表	○			○
	12		心身障害者家族代表	○			○
(5)	13	障害当事者団体等関係者	南州市身体障害者協議会	○			○
	14		難病団体連絡協議会	○			○
(6)	15	医療関係機関	南国病院	○			
	16		岡豊病院		○		
(7)	17	就労支援、雇用等関係機関	障害者就業・生活支援センターゆうあい	○	○		
	18		障害者就業・生活支援センターシャイン		○		
	19		高知障害者職業センター		○		
	20		高知公共職業安定所	○	○		
(8)	21	教育関係機関	高知県立山田養護学校	○	○		
	22		高知県立若草養護学校希望の家分校			○	
(9)	23	商工関係機関	南州市商工会	○		○	
	24		県中央東福祉保健所	○	○	○	○
(10)	25	県及び市行政関係部署	市福祉事務所	○	○	○	○
	26		市保健福祉センター	○	○	○	○
	27		市長寿支援課(地域包括支援センター)	○			○
	28		市教育委員会	○		○	
	29		市都市整備課(住宅係)		○		
(11)	30	識見を有する者	南州市連合婦人会	○			○
	31		南州市民生児童委員協議会	○			○

南国市障害者自立支援協議会委員名簿

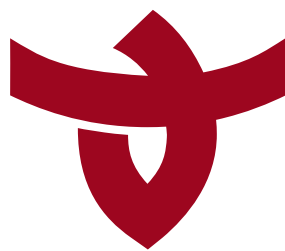
	氏 名		備 考
1	澤村 豊	会長	南国市社会福祉協議会会長
2	岡本 圭美		地域活動支援センター「南国」
3	住友 芳美		特別アドバイザー
4	後藤 ふじ子		障害者支援施設こくふ
5	中村 富佐子		きてみいや理事長
6	中村 武		就労支援センターコーケン
7	宇井 みちえ		南海学園園長
8	山下 敏正		土佐希望の家常務理事
9	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長
10	吉川 眞喜子		精神障害者家族代表
11	窪川 遊亀子		心身障害者家族代表
12	今井 義則	副会長	南国市身体障害者協議会会長
13	浜田 成亮		難病団体連絡協議会理事長
14	中澤 宏之		南国病院院長
15	山本 和久		障害者就業・生活支援センター ゆうあい
16	丸岡 潔		高知公共職業安定所所長
17	吉村 陽二		県立山田養護学校校長
18	浜田 英城		南国市商工会会長
19	田上 豊資		高知県中央東福祉保健所所長
20	中村 隆之		南国市民生児童委員協議会会長
21	岩原 富美		南国市保健福祉センター所長
22	原 康司		南国市長寿支援課長
23	竹内 信人		南国市教育委員会学校教育課長
24	中村 俊一		南国市福祉事務所長

南国市障害者自立支援協議会 計画部会委員名簿

	氏 名		備 考
1	今井 義則	部会長	南国市身体障害者協議会会長
2	岡本 圭美		地域活動支援センター「南国」
3	後藤 ふじ子		障害者支援施設こくふ
4	長尾 恭代		ウィール社
5	宇井 みちえ		南海学園園長
6	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長
7	吉川 眞喜子		精神障害者家族代表
8	窪川 遊亀子		心身障害者家族代表
9	永野 由美子		高知県中央東福祉保健所
10	中村 隆之		南国市民生児童委員協議会会長
11	中村 比早子		南国市保健福祉センター

第 3 次南国市障害者基本計画 及び 第 4 期南国市障害福祉計画 策定経過

平成 26 年 9 月 8 日	第 1 回計画部会
平成 27 年 1 月 8 日	第 2 回計画部会
平成 27 年 2 月 2 日	第 3 回計画部会
平成 27 年 2 月 26 日	第 4 回計画部会
平成 27 年 3 月 5 日	全体会



NANKOKU CITY

発行責任者 南 国 市
印刷所 鉄骨建設支援
官型事業所 ウィール社